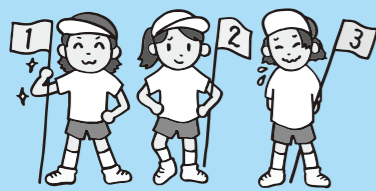


9月の「窓口延長業務日」 開設窓口 愛知川庁舎

開設日 6日(木)、13日(木)、
20日(木)、27日(木)
開設時間 19時まで
取扱業務 戸籍、住民票、印鑑の届出・
証明、国民健康保険、国民年金、福祉
医療、後期高齢者医療に関する事務
※他の市区町村、関係機関への照会を必要
とする届出については、当日受付できな
い場合があります。身分証明書や添付書
類などが必要な場合もあります。
☎ 住民課(愛知川庁舎) ☎42-7692



9月の徴収税金

納期限および口座振替日は、10月1日(月)です。
・固定資産税(3期分)
・国民健康保険税(4期分)
☎ 税務課(愛知川庁舎) ☎42-7690

9月のごみカレンダー

秦荘地区

日	月	火	水	木	金	土
						1 古紙類等の回収 (愛知川沿線 駐車場)
2	3	4	5	6	7	8
	燃やすごみ			燃やすごみ		
9	10	11	12	13	14	15
	燃やすごみ		金属 ペットボトル	燃やすごみ		
16	17	18	19	20	21	22
	敬老の日	燃やすごみ	燃えないごみ	燃やすごみ	びん	
23	24	25	26	27	28	29
	秋分の日 振替休日	燃やすごみ	白色トレイ	燃やすごみ		
30						

愛知川地区

日	月	火	水	木	金	土
						1 古紙類等の回収 (愛知川沿線 駐車場)
2	3	4	5	6	7	8
		燃やすごみ	燃えないごみ	色つきびん	燃やすごみ	
9	10	11	12	13	14	15
		燃やすごみ	ペットボトル	金属	燃やすごみ	
16	17	18	19	20	21	22
	敬老の日	燃やすごみ	燃やすごみ	無色透明びん	燃やすごみ	
23	24	25	26	27	28	29
	秋分の日 振替休日	白色トレイ	燃やすごみ	ペットボトル	燃やすごみ	
30						

※ごみは決められた方法で出しましょう。

子どもなんでも相談室

◆子どもの気になる症状「遺尿」
自分で排尿のコントロールができる
5〜6歳頃を過ぎておもらしをするこ
とです。前回までにお伝えした「夜尿」
は夜寝ている間のおもらしのことです
が、今回は昼間遺尿についてお伝えし
ます。
夜尿と同じように、身体の機能の異
常から起こる場合と、なんらかのスト
レスがかかっていることによる心の負
担から起こる場合があります。まず身
体の病気がないか病院で診てもらっ
とが必要で、
何かに夢中になっている時に、つい
おもらしてしまうことはよくあること
で、成長と共に自然となくなっていく
ます。また、外では緊張してもらさな
いのに、家ではおもらしてしまうとい
う場合、注意の問題が関係すること
もあります。集団生活の中では、トイ
レに行くタイミングを逃し、大勢の中
で言い出せず

にもおもらしてしまうこともあります。
おもらしをする原因は、身体の機能
異常なのか、意識の問題なのか、注
意力の問題なのか、それとも心の負担
からなのかを知り、叱らないことが大
切です。集団生活の中で目立ってしまう
場合は、服に染み出さないようにでき
ているパンツや尿もれパッド等を一時
的に使用する工夫が必要なのもあり
ます。また、遺尿があることで周りの
人との関係が傷つくこともあるため
おもらししてしまった子どもの気持ち
を汲み取り、言い過ぎないようにする
ことも大切です。身体の機能異常以外
の場合は、心配しすぎず、ストレスを
減らすように関わりながら、見守って
いきましょう。
☎ 子育て世代包括
支援センター
(健康推進課)
☎42-7661



特別児童扶養手当制度をご存知ですか？

特別児童扶養手当は、身体または精神に中程度以上の障がいのある20歳未満
のお子さんを監護している父もしくは母(所得の多い方)、または父母にかわつ
てその児童を養育している方に対して支給されます。

なお、児童、父または母、養育者が日本に住んでいないときや、児童が障が
いを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき、児童福祉施設等に
入所しているときは支給できません。

◆手当額(月額) ※児童1人あたり
1級(重度) …月額51,700円 2級(中度) …月額34,430円

※対象児童の人数と等級に応じて支給されます。
※請求者(本人) および配偶者・扶養義務者(同居親族)の前年度所得に応じ、
その年度(8月から翌年7月)の手当の全部が停止になる場合があります。

「所得状況届」の提出をお願いします!

特別児童扶養手当が支給されているか、停止されているかを問わず、すべての
受給者は、毎年1回必要な書類を添付して所得状況届を役場の窓口へ提出し
ただくことになっています。

この届で8月1日現在における受給資格、生計維持関係、所得確認などを行い、
8月分以降の手当額を決定します。

この届の提出がないと、8月分以降の手当は支給されません。また2年間届け
を提出されない場合は、手当を受給する資格がなくなりますのでご注意ください。

所得状況届提出期間および提出先
平成30年8月10日(金)~9月11日(火) 平日8時30分から17時15分まで
☎ 愛荘町役場(愛知川庁舎) 地域福祉課 ☎42-7691

平成30年度

愛荘知る学講座



回	日時	テーマ	行程
48	9月1日(土) 9:30~16:30	『近江愛智郡志』を あぐる	ハナノキ ⇒ 松雲寺 ⇒ 善勝寺 ⇒ 紅葉橋 ⇒ 政所 ⇒ 道の駅奥永源寺溪流の里 ⇒ 押立神社 ⇒ 勝堂古墳群 ⇒ 善照寺 ⇒ 柳川港 ⇒ (又十屋敷)
49	9月29日(土) 9:30~12:30	愛荘町の道標を たずねて	長野西 ⇒ 沓掛 ⇒ 愛知川 ⇒ 野々目 ⇒ 島川 ⇒ 香之庄 ⇒ 蚊野 ⇒ 上蚊野 ⇒ 松尾寺 ⇒ 斧磨

講師 門脇正人(歴史文化博物館 顧問) 定員 先着22名(事前申込制)
集合場所 歴史文化博物館駐車場(公用車で移動)
その他 受講料無料・第48回については食事持参(購入可)・小雨決行
申込先 歴史文化博物館 ☎0749-37-4500 ※月・火曜日休館

9月10日~9月16日は、『自殺予防週間』です!

ストレスは誰もが感じるものですが、そのストレスが強かったり、ストレス状
態が長く続くと、どんなに精神的に強い方でも、こころをすり減らしてしまいます。
悩みはひとりで抱え込まないことが重要です。
「どこに相談して良いかわからない」「話を聞いて欲しい」など、お困りのこと
がありましたら、健康推進課へご相談ください。



こころの健康相談(予約制) 愛荘町健康推進課(☎0749-42-4887)

保健所の専門相談もご利用ください。

ひきこもり相談(予約制)

日時: 奇数月 第2木曜日
場所: 彦根保健所
対象者: 16歳以上の本人、
ご家族
申し込み: 0749-21-0823

精神保健福祉相談(予約制)

日時: 毎月 第3金曜日
場所: 彦根保健所
対象者: こころの健康に不安を
持つ本人、ご家族
申し込み: 0749-21-0283

アルコール相談(予約制)

日時: 毎月 第1金曜日
場所: 彦根保健所
対象者: アルコール関連の悩み
を持つ本人、ご家族
申し込み: 0749-21-0283